

告示

埼玉県告示第百八十七号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、日高市から日高市の区域内において行われる川越都市計画事業（仮称）日高市旭ヶ丘松の台土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和元年六月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 関係地域が所在する市町村

日高市、川越市、飯能市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

日高市都市計画課

川越市環境政策課

飯能市環境緑水課

坂戸市環境政策課

鶴ヶ島市生活環境課

毛呂山町生活環境課

ロ 期間

令和元年六月二十五日（火）から令和元年七月二十五日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）